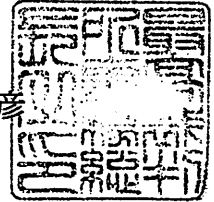


平成30年11月13日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諮問日等

(1) 諮問日

11月13日

(2) 諮問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、後記2の(1)のアの文書が本当に存在しないかどうか不明である旨並びに後記2の(1)のイ及びウの各文書の存否を答えただけで不開示情報を開示したことにはならない旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生の採用選考に関する以下の文書

ア 精密検査が必要と判定された結果、最高裁判所での健康診断を実施した際に作成した文書（直近のもの）

イ 採用選考申込者のうち、修習に耐えられる健康状態ではないという理由で不採用にした際に作成した文書（直近のもの）

ウ 採用申込みに当たって虚偽の申告をしたという理由で採用内定を取り消した際に作成した文書（直近のもの）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、10月17日付けで、(1)のアの開示の申出に対し、当該文書は作成又は取得していないとして不開示の判断（以下「原判断1」という。）を、(1)のイ及びウの開示の申出に対し、当該文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報、公にすると個人の権利利益を害するおそれがある情報（行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号に相当）及び公にすると今後の司法修習生採用選考に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（同条第6号に相当）を開示することとなるので、それらの文書の存否を答えることはできないとして不開示の判断（以下「原判断2」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)のアの文書について

第71期司法修習生採用選考手続（申出時点において直近のもの）において、最高裁判所での健康診断を実施しておらず、対象となる文書は作成又は取得していない。

よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断1は相当である。

イ (1)のイ及びウの文書について

修習に耐えられる健康状態ではないという理由で不採用となった者又は採用申込みに当たって虚偽の申告をしたという理由で採用内定が取り消された者（以下「不採用者等」という。）に関する文書の存否を明らかにすると、仮に不採用者等が存在する場合であっても少数であるから、不採用者等を知る特定人からは、当該不採用者等の不採用又は採用内定取消しの理由が明らかとなり、それをもって個人の権利利益を害するおそれがある。さらに、不採用者等を知る特定人以外の者であっても、不採用又は採用内定取消しの理由と司法試験合格者に関する情報とを照合するなどして、不採用者等が特定されるおそれがある（平成30年度（最情）答申第25号参考）。

また、不採用者等が特定された結果、いかなる場合に修習に耐えられる健康状態ではないと判断されるか、されないか、虚偽の申告をしたと判断されるか、されないかについて明らかとなるおそれがある。

以上を踏まえると、対象となる文書の存否を答えるだけで、不採用者等の個人識別情報や権利利益を害する情報（法第5条第1号に相当）を開示することになることに加え、今後の司法修習生採用選考に関する事務に支障が生じるおそれのある不開示情報（同条第6号に相当）を開示することになるから、その文書の存否を回答することはできない。

よって、裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断2は相当である。